

「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」

（昭和58年10月1日 施行）

（平成16年1月20日 改定）

（平成29年2月9日 改定）

（令和元年9月12日 改定）

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）  
第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 豊かな人間性を養う

- ア 思いやりや社会性、倫理観や正義感などを養うもの
- イ 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの
- ウ 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの
- エ 言葉、表現等に親しみ、楽しむことで情操を高めるもの

(2) 生きる力を育む

- ア 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などを育むもの
- イ 人間としての在り方生き方を考えるきっかけとなるもの

(3) 知識・教養を深めるもの

- ア 自然や科学、スポーツ、文化芸術などへの興味関心を高め、理解を深めるもの
- イ 郷土や伝統を愛し、それらの良さを認識するのに役立つもの
- ウ 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの
- エ 多様性を理解し、共生意識を高めるもの
- オ 健やかな発達・成長のため、基本的な生活習慣や態度を養うもの

(4) その他

- ア その他青少年の健全育成に特に役立つもの